

【別紙 1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成26年4月1日	法人コード	A009572
	至	平成27年3月31日	法人名	公益社団法人山梨県畜産協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人山梨県畜産協会
設立登記日(注)	平成24年4月1日
法人の目的	畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	山梨県甲府市里吉三丁目9番1号
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
社員の数(公益社団法人のみ)	54人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	120,905,491円	122,030,890円
収入 > 費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額 ÷ 1欄～3欄の合計額)	85.9%
1 公益実施費用額	121,082,546円
2 収益等実施費用額	17,318,366円
3 管理運営費用額	2,519,358円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1,147,056円
-------------	------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	827,991,725円	負債額	791,897,916円
		正味財産額	36,093,809円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	122,030,890円
遊休財産額	36,093,809円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)	-3,190,290円
1 公益目的増減差額	-3,190,290円
2 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	1,500,000円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。